

福島県森林環境交付金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、県民一人一人が参画する新たな森林づくりを効果的に進めるため、地域住民の意向や地域の実情に精通している市町村が、独自性を発揮して創意工夫を凝らしたきめ細かな森林づくり事業を展開することができるよう、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で森林環境交付金（以下「交付金」という。）を市町村へ交付する。

(交付の対象及び交付金額)

第2条 交付金には、森林環境基本枠（以下「基本枠」という。）と地域提案重点枠（以下「重点枠」という。）を設ける。

2 交付金は、市町村が別表第1に基づく事業を実施する場合に、当該事業に要する経費について市町村に対して交付するものとし、その額は、基本枠は福島県森林環境交付金事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定める算出基礎により得られる額以内、重点枠は同表に掲げる交付率で知事が定める額とする。

2 別表1の区分の欄に掲げる基本枠と重点枠については、相互に流用してはならない。

3 重点枠は、別表第1に掲げる対象分野間で流用してはならない。

(交付の申請)

第3条 規則第4条第1項に規定する申請は、森林環境交付金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに所轄の県農林事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 森林環境交付金（長期）事業計画書
- (2) 収支予算（精算）書（様式第2号）
- (3) その他必要な書類

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次に定める変更以外の変更とする。

- (1) 交付金の額に増減を生じるもの
- (2) 別表第1に掲げる基本枠の対象分野間での交付金の3割を超える流用

2 規則第6条第2項に規定する事業完了後においても従うべき事項は、交付金事業により取得又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意を持って管理し、交付

金の目的に従い効果的な運用を図らなければならないものとする。

(変更承認の申請)

第5条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、次に掲げる書類を添えて、森林環境交付金事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を所長に提出しなければならない。

- (1) 森林環境交付金(長期)事業計画書
- (2) 収支予算(精算)書(様式第2号)
- (3) その他必要な書類

(申請を取り下げることができる期日)

第6条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第7条 所長は、必要があると認めるときは、概算払の方法により基本枠と重点枠それぞれの交付金額の2分の1以内の額を交付することができる。

2 市町村は、前項の規定により交付金の支払いを受けようとするときは、森林環境交付金概算払請求書(様式第4号)を所長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、森林環境交付金事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、事業の完了した日(事業の中止又は廃止について知事の承認を受けた場合においては、その承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は交付金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 森林環境交付金事業実績書
- (2) 収支予算(精算)書(様式第2号)
- (3) 竣工写真
- (4) 契約を伴うものは契約書の写し。それ以外のは領収書又は支払いを証する書類の写し。
- (5) その他必要な書類

(交付金の交付の請求)

第9条 交付金の交付決定の通知を受けた市町村は、交付金事業を完了した場合は、前条の実績報告書に併せて、森林環境交付金交付請求書(様式第6号)を所長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第10条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間及び同条同項第2号並びに第3号に規定する別に定めるものは、別表第2のとおりとする。

(会計帳簿等の整備等)

第11条 交付金の交付を受けた市町村は、交付金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の交付金から適用する。

別表第1（第2条及び第4条関係）

区分	対象分野	交付対象経費	交付率
基本枠	①県民参画の推進	地域住民の関心を高め森林づくりへの参画を促進する事業や、地域の森林文化を保全・伝承する事業を行う場合に、当該事業に要する経費	実施要領に定める算出基礎により得られる額以内
	②森林の適正管理推進	整備計画の策定や調査、施業協定の締結など森林の適正管理につながる事業を行う場合に、当該事業に要する経費	
	③森林環境学習の推進	公・私立小・中学校等の児童・生徒を対象に森林環境学習を行う場合に、当該事業に要する経費	
重点枠	①森林整備の推進	荒廃が懸念される森林の公益的機能の保全を目的とし、住民参画による計画策定及び住民が継続的に利用できる仕組みを盛り込んで森林と人との共生につながる森林の整備を行う場合に、当該事業に要する経費	10/10以内 (交付金上限 500万円/箇所)
	②県産間伐材の利活用推進	市町村有施設において県産間伐材の利活用を行う場合に、当該事業に要する経費	ア 10/10以内 (交付金上限 700万円/市町村)
		ア 内装木質化や外構施設整備工事を行う場合に、当該事業に要する経費のうち材料費 イ 木製机椅子などの物品導入を行う場合に、当該事業に要する経費	イ 1/2以内 (交付金上限 200万円/市町村)
	③木質バイオマスの利活用推進	市町村有施設にペレットストーブを導入する場合に、当該事業に要する経費	10/10以内 (交付金上限 40万円/台)
④その他	上記の対象分野に属さない、創意工夫を凝らした独自の森林づくりを行う場合に、当該事業に要する経費	類似する対象分野に準じる	

別表第2（第10条関係）

財産の種類	処分の制限を受ける期間
1. 不動産及びその従物	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に定められている財産の耐用年数に相当する期間
2. 1以外のもので、その取得価格が50万円を超えるもの。	5 年